

# 条例の改正

## 過疎地域自立促進特別措置法の指定

（工場等設置奨励に関する条例の一部改正）

（全員賛成で可決）

平成22年4月1日から過疎地域自立促進特別措置法の適用対象地域に指定されたことにより、鞍手町に製造業等を新設、増設し、固定資産税の課税免除措置を講じた場合には、税の減収分の75%が、交付税補填の対象となることから条例の一部を改正するものです。

今回の条例改正により、工場用の建物や機械・装置などの取得金額の要件は2500万円から2700万円に引き上げられました。新設、増設の区分がなくなることから3年間100%の課税免除が受けられるようになっていきます。

## 中央公民館長谷別館の廃止

（公民館設置及び管理等に関する条例の一部改正）

（全員賛成で可決）

鞍手町長谷別館は、鞍手町中央公民館の別館として、地域住民の生活に即する生涯学習の場として、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため活用してきました。しかしながら、昨年実施された行政評価・外部評価委員会において、経済効果等の観点から、同施設を廃止すべきとの評価がなされ、その後、慎重に検討を重ねた結果、現在の施設の利用実態、施設の老朽化による安全性の問題、設備の経年劣化による維持管理費の増大などが予想されることから、今回、長谷別館を廃止するものです。

## 鞍手町過疎地域自立促進計画

（計画の策定）

（全員賛成で可決）

① 過疎地域自立促進特別措置法とは  
人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能や生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正など国土の形成に寄与することを目的としています。

② 過疎地域とは  
過疎地域自立促進特別措置法第2条の規定に基づく人口要件と財政要件を満たした地域を過疎地域といいます。鞍手町は平成22年4月1日に過疎地域の指定を受けています。

# その他の議案

## 賛成討論

この議案の審査を付託された総務文教委員会でも、多くの委員から、せっかくの過疎法であるのでこれを町の再生に向けて積極的な取り組みを行うべきではないかと意見が出されました。まさにこの法律の目的である住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正という目的を達成するために、具体的な効果のある事業を積極的に展開していくよう望むものです。そのことを申し上げ、この計画案に対して賛成するものです。

（香原 暉）

## 2事業所の固定資産税を免除

（全員賛成で可決）

工場等設置奨励に関する条例では、町内の事業所が工場等の新設及び増設を行い、産業の振興と雇用の促進を図り、町政の発展と福祉の増進を図ることに對し、課税免除が適用されます。

平成22年度固定資産税課税免除の内訳

（単位：円）

納税義務者	課税免除額	区分
北九州計装(株)	360,500	新設 第3年度
(株)ナガワ	908,800	新設 第3年度
合計	1,269,300	

## 行政報告

浄水場改良工事の  
入札延期について



議会冒頭行政報告を行う  
柴田町長

浄水場改良工事の延期について行政報告をいたします。本工事の予定価格は11億5千万円で、高度浄水施設を整備する事業として平成22年8月2日、町に指名願を提出している企業から、従業員数約500人規模以上で、水道施設事業の資格を有している特定建設業者、または高度処理施設工事の実績を有する特定建設業者12社を指名し、平成22年8月23日に入札を行うこととしていました。しかし、指名し

た12社の内8社が、技術者が足りない等の理由で入札を辞退される中で8月18日午後この工事において、残り4社の一部で口裏合わせをしているという情報が匿名で寄せられたことから、翌日、副町長を委員長とする、公正入札調査委員会を立ち上げて協議しました。その結果、談合情報マニュアルに沿って、公正取引委員会に通知するとともに8月23日の入札を延期し、この真偽を確かめるため、後日4社から事情聴取をしましたが、寄せられた情報のような事実が認められないことから、現在誓約書を9月2日までに提出することを求めているところです。

誓約書が出された後、再度鞍手町公正入札調査委員会を招集し、情報の真偽について審査をいたします。

同委員会におきましては、情報の事実が確認出来ない」と結論付けられた場合には、改めて入札日を指定して入札を行う予定です。また公正取引委員会にも経過等を報告することになっています。

尚、入札執行後の談合の事実が明らかになった場合には、契約は無効となることを通知していることを申し添えておきます。



改良工事の入札が延期された中央浄水場

## 鞍手町道路線の認定

3路線を認定

(全員賛成で認定)

路線番号536号

役場～山ヶ崎1号線

路線延長327・0m

路線番号537号

役場～山ヶ崎2号線

路線延長140・0m

本2路線は地元の要望及び道路区域が確定したことから、今回町道に認定されたものです。

(全員賛成で認定)

路線番号17号

本町～立林線

路線延長993・8m

本路線はインターチェンジのアクセス道路として、現在整備中の一般県道直方～鞍手線と併行する一部区間が、福岡県より移管されることに伴い、今回町道として認定されたものです。



町道に認定された 本町～立林線



町道に認定された 役場～山ヶ崎1・2号線

## 請負契約の締結

流域関連広域  
下水道事業

(全員賛成で同意)

中山処理分区管渠築造

工事(第33工区)

【契約の相手方】

水摩・高木共同企業体

代表者

有限会社 水摩組

代表取締役

水摩 敏男

中山処理分区管渠築造

工事(第34工区)

【契約の相手方】

大山・マツザイ共同企業体

代表者

大山土木 株式会社

代表取締役

大山 忠雄

【工期】

180日間

平成22年9月17日から

平成23年3月15日まで